

**いなべ市学校部活動ガイドライン及び  
いなべ市地域クラブ活動方針**

令和7年 3月

いなべ市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、いなべ市内の中学校でも、活動を継続できなくなった部活動がありました。

このような状況の中、国においては、平成31年1月の中央教育審議会で、学校部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが答申され、令和2年9月には、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてにおいて、休日の学校部活動の段階的な地域移行が示されました。

これを受けて、いなべ市教育委員会では、令和4年4月に、いなべ市中学校部活動在り方検討委員会を設置し、いなべ市の学校部活動の方向性や休日の学校部活動の段階的な地域移行について、協議を進めています。

さらに、令和4年6月及び8月には、休日の部活動の段階的な地域移行の具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されました。これを踏まえて令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下「国のガイドライン」という。)が策定されました。それを踏まえて、三重県教育委員会は、令和5年12月、三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針(以下「県のガイドライン」という。)を策定しました。

いなべ市教育委員会では、平成31年4月に東員町教育委員会とともに東員町・いなべ市部活動ガイドラインを策定しています。このガイドラインを踏襲しつつ、国のガイドラインと県のガイドラインの内容を踏まえ、いなべ市学校部活動ガイドライン及びいなべ市地域クラブ活動方針(以下「本ガイドラインおよび方針」という。)を策定しました。

令和7年 3月

いなべ市教育委員会

## 目次

◎ いなべ市における学校部活動と地域クラブ活動の在り方	
1 学校部活動について	1
2 地域クラブ活動について	1
3 大会参加について	1
◎ いなべ市学校部活動ガイドライン	
I 学校教育の一環としての学校部活動	1
1 学校部活動の意義	1
2 学校部活動の現状と課題	2
(1) 生徒の健全な成長の視点から	2
(2) 生徒にとって望ましい学校部活動の視点から	2
(3) 安全面への配慮	2
II 適切な学校部活動の運営及び実施	2
1 学校部活動運営方針の策定	2
2 各部活動計画の作成	3
3 参加大会等の精選	3
4 活動日・活動時間・長期休業期間中の活動の設定	3
(1) 活動日の設定	3
(2) 活動時間の設定	4
(3) 長期休業期間中の活動の設定	4
5 学校部活動指導の在り方の見直し	5
6 適切な学校部活動指導の実施	5
◎ いなべ市地域クラブ活動方針	
I 新たな地域クラブ活動としてのいなべ市地域クラブ活動	7
1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	7
(1) 参加生徒	7
(2) 地域クラブ活動の運営団体	7
① 地域クラブ活動の運営団体について	7
② 運営団体への補助	7
③ 関係者間の連携体制の構築等	7
(3) 指導員	8
① 指導員の質の保障	8
② 適切な指導の実施	8
③ 指導員の量の確保	8
④ 教員等の兼職兼業	9

(4)	活動内容	9
	① 設置について	9
	② 活動のねらい	9
	③ 活動日について	9
(5)	適切な休養日等の設定	9
(6)	活動場所	10
(7)	会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	10
(8)	保険の加入	10
(9)	安全管理と事故発生時の対応	10
2	学校との連携等	11
3	大会等への参加引率や運営に係る体制の整備	11
	(1) 大会等への参加の引率	11
	(2) 大会等の運営への従事	11

## ◎ いなべ市における学校部活動と地域クラブ活動の在り方

学校部活動と地域クラブ活動の管理運営、活動内容及び大会参加は以下の通りとします。

### 1 学校部活動について

学校部活動は、学校が管理運営をします。

活動は平日に、学校が指定した場所で、教職員の管理指導の下で行います。

原則、休日の活動はありません。

### 2 地域クラブ活動について

地域クラブ活動は、いなべ市教育委員会が指定する運営団体が管理運営をします。

市内の中学校が設置している部活動に限り開設可能としますが、条件がそろわないと開設できません。

活動は休日に、いなべ市教育委員会が指定する運営団体が、指定した場所で、地域の指導員の管理指導の下で行います。

原則、学校の長期休業を含めて平日の活動はありません。

なお、活動するには参加生徒の保護者が参加費を負担します。

### 3 大会参加について

大会は、学校部活動として参加します。ただし、条件がそろえば、地域クラブ活動として参加することが可能です。

## ◎ いなべ市学校部活動ガイドライン

### I 学校教育の一環としての学校部活動

#### 1 学校部活動の意義

学校部活動は、体力や知識・技能の向上、好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上、自己肯定感の高揚、責任感や連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が認められています。

また、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ習慣を身につけ、仲間と互いに競い励まし協力するなかで、公正さと規律を学び、態度や克己心を培うなど、心身ともに健やかな成長を促す活動です。

さらに、文部科学省が唱える子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくためのエージェンシーや、いなべ市が目指す一人力・仲間力の獲得など、これからの時代に求められる力を育む極めて重要な活動です。

## 2 学校部活動の現状と課題

### (1) 生徒の健全な成長の視点から

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動（休養日を設けない・長時間の練習等）や効果的でない活動は、生徒の心身に大きな負担を与えるとともに、学校部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことにもつながります。加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト（離脱）やバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥ることもあります。そのため、適度な活動日や活動時間の設定に配慮することが大切です。

### (2) 生徒にとって望ましい学校部活動の視点から

少子化による生徒・教員数の減少、運動競技や文化芸術活動経験の無い教員が顧問を担う必要があるなど、従前の運営体制では活動が困難な状況になっています。また、学校の働き方改革も喫緊の課題となっており、その大きな要因である学校部活動の指導体制の改善が必要になっています。

生徒にとって望ましい学校部活動の環境を整えていくためには、学校長は教員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて顧問を適正に配置することなど、学校部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。

### (3) 安全面への配慮

運動部活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、けが等の発生や、場合によっては重篤な事故が起こることも考えられます。

活動しているのだから、けがや事故は、ある程度起こっても仕方がないということではなく、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体において共通理解を図るとともに、手立てや救急体制の明確化等の整備が必要になっています。

## II 適切な学校部活動の運営及び実施

### I 学校部活動運営方針の策定

学校教育の一環として行われる学校部活動の教育的意義や効果が高まるよう、学校長の指導のもと、全教職員は共通理解を持ち、学校全体で推進していくことが必要です。

- 学校では、学校教育目標や本ガイドラインおよび方針等に基づき、学校部活動の意義を踏まえた学校部活動運営方針の策定と見直しを行います。
- 学校部活動運営方針には、活動目的、設置部の確認、活動日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）、運営上の留意点等を明記し、全教職員で共通理解を図ります。
- 学校部活動運営方針は、生徒および保護者に公表し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫します。

## 2 各部活動計画の作成

指導員は、指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画等を作成し、生徒・保護者への事前の周知を図ります。

【各部活動の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標及び学校部活動運営方針を基に計画します。
- 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮します。
- 参加する大会等の期日を考慮し、基礎練習期、大会等の想定練習期、大会・コンクール期、休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮します。  
(参加大会および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画します。)
- 体育祭などの学校行事に配慮します。
- 放課後活動は、日没時刻等安全面を考慮し、下校時刻を守ります。
- ※ 学校長は、各部活動の計画及びその活動について確認し、必要に応じて改善を図ります。
- ※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切です。特に、校外での活動にあたっては、いつ、どこで、どのような大会等があるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える必要があります。

## 3 参加大会等の精選

大会等への参加は、日常活動の成果や課題を確認できるなど、十分に意義のあるものですが、生徒・指導員の健康面や安全面、さらには費用等の負担についても配慮することが大切です。

そのため、学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会やコンクール、校外での練習試合、合同練習会について、精選することが必要です。

## 4 活動日・活動時間・長期休業期間中の活動の設定

### (1) 活動日の設定

生徒のバランスのとれた学校生活、健康や安全を最優先する観点から、適切な活動日を設定し、学校運営や学校部活動の充実を図ります。

- 月曜日から金曜日の5日のうち、4日以内を活動日と設定します。ただし、休日の場合は活動日に設定しません。
- 大会参加及びその準備のために、休日に活動日を設定することは、学校の判断により可能とします。
- ※ 各学校の実情に合わせ、活動日を設定します。
- ※ 大会参加及びその準備のために、休日に活動日を設定する場合は、事前に活動計画

等により学校長の承認を得るとともに、その前後に活動日を減らします。

※ 休日や始業前に活動する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切です。

※ 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、活動日を減らします。

## (2) 活動時間の設定

生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担にならないようにするとともに、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら、適切に活動時間を設定することが大切です。

また、指導員は、活動の質を高め、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

○ 平日の活動時間は2時間以内（平日4日間で8時間以内）とします。ただし、現状として、水曜日以外に2時間以上活動することはないため、水曜日に2時間以上活動することは可能とします。

○ 大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、学校長の承認を得ます。

○ 大会準備等の理由により、休日に活動する場合は、3時間以内とします。

○ 大会参加（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることもありますが、その前後に活動時間を減らすなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意します。

※ 活動時間を延長する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切です。

※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要です。

※ 活動時間とは、活動場所への移動、準備や片付け以外のスポーツ・文化芸術等の活動に充てる時間をいいます。

※ 活動場所への移動、準備や後片付けを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終わります。

## (3) 長期休業期間中の活動の設定

○ 平日を活動日と設定し、休日、学校閉庁日には設定しません。ただし、休日、学校閉庁日に中体連または各協会の大会が実施される場合についてのみ、学校判断により可能とします。その場合は、大会前後に活動日を減らします。

○ 活動時間については、3時間以内とします。

## 5 学校部活動指導の在り方の見直し

学校部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものです。生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるように、指導の在り方を見直していく必要があります。

- 生徒・教員数を踏まえ、指導の充実、生徒の安全確保の観点から、円滑に実施できる部活動数とします。
- 指導員を複数配置して、技術的な指導と生徒の活動の見守り等、役割分担する指導の在り方も大切です。
- 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けて、地域の人材（外部指導者等）を活用することは有効です。ただし、活用にあたっては、事前に学校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。
- 少人数の学校部活動においては、合同チーム・団体を編成することで、生徒に大会参加の機会を与え、意欲的な活動にもつながります。ただし、実施するにあたっては、当該校の学校長・指導員間において、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒・保護者の理解を得たうえで進めることが必要です。

## 6 適切な学校部活動指導の実施

学校部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。指導員は、次の点に特に留意して指導を行います。

- 生徒の自主性や主体性を尊重し、生活のバランスを考慮した運営に努めます。
- 試合やコンクール等で好成績を得ることのみ陥るなど、行き過ぎた指導にならないよう自己管理に努めます。
- 体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントと判断される行為の禁止はもちろん、指導中の言動に十分注意します。
- 生徒自身の健康管理について指導するとともに、保護者等との連携を密にして、健康状態の把握と適切な対応に努めます。
- 活動の目的や練習方法について生徒に理解させるとともに、科学的な根拠等を得られた指導内容や方法を取り入れることに努めます。
- 施設・設備の安全点検や練習時の指導員の立会等、生徒の事故防止及び安全管理に努めます。万が一の事故発生時には、適切かつ迅速な対応に努められるようにします。
- 活動時の気象情報には十分留意します。特に、熱中症対策については、次のように暑さ指数（WBGT）に基づいた対応をします。

**【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】**

- (1) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合 ⇒ 運動は中止します。
  - (2) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合
    - ⇒ 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止します。
  - (3) 学校部活動における各種大会への参加 ⇒ 大会主催者の指示に従います。
- 指導員間で役割分担を十分協議し、連携した指導体制をつくります。

## ◎ いなべ市地域クラブ活動方針

### I 新たな地域クラブ活動としてのいなべ市地域クラブ活動

公立中学校において学校部活動の維持が困難となる前に、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があります。

地域クラブ活動は、教育課程外の活動として、社会教育法上の社会教育（主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動〈体育及びレクリエーション活動含む。〉）の一環として捉えることができます。また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上のスポーツ・文化芸術として位置づけられるものとされることから、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を、地域スポーツ・文化芸術から支えていくという視点も有しつつ、いなべ市の地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示します。

#### 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

##### (1) 参加生徒

いなべ市在住で、いなべ市の地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒とします。

##### (2) 地域クラブ活動の運営団体

###### ① 地域クラブ活動の運営団体について

いなべ市教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動を統括する運営団体（以下「運営団体」という。）の整備充実を支援します。その際、参加生徒にとって、平等・安全・適切な活動となるよう、以下のような運営団体とします。

- ・開設するすべての運動部と文化部を統括する組織とします。
- ・運動部と文化部は、いなべ市内中学校で設置されている部活動を開設します。
- ・指導員との協議により、活動場所や活動計画等を決定します。
- ・適切な運営が行われているかを確認する諮問・監査機関を設置します。

###### ② 運営団体への補助

いなべ市教育委員会は、いなべ市地域クラブ活動の基本方針に基づいて活動できる上記の運営団体に、運営にかかる経費を補助します。

###### ③ 関係者間の連携体制の構築等

ア 運営団体は、諮問・監査機関において、定期的な情報共有・連絡調整を行い、情報開示とともに地域クラブ活動と学校をつなぐ体制を構築します。

イ 運営団体と各地域クラブは、活動方針及び年間・月間の活動計画を策定し公表します。

ウ 活動中の参加生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体は、運営団体が担います。また、運営団体と各地域クラブ及び学校が、トラブルや事故等の内容を共有します。

エ 運営団体及びいなべ市教育委員会事務局学校教育課には、参加生徒や保護者の相談窓口を設置します。

### (3) 指導員

#### ① 指導員の質の保障

ア 運営団体は、参加生徒にとってふさわしい地域クラブ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導員、または安全管理の資質・能力を有する指導員を確保します。

イ 運営団体は、指導技術の担保や参加生徒の安全・健康面の配慮など、参加生徒への適切な指導力等の質だけでなく、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する取組をします。

しかし、指導員に各種ハラスメント等の問題となる行動が見られた場合は、運営団体が設ける相談窓口のほか、いなべ市教育委員会事務局学校教育課が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。

ウ 運営団体は、指導員対象の研修を実施します。

#### ② 適切な指導の実施

ア 運営団体は、参加生徒の健康面への配慮、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底します。また、いなべ市教育委員会及び諮問・監査機関は、適宜、指導助言を行います。

【いなべ市学校部活動ガイドライン II 6に準ずる】

イ 指導員は、参加生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う必要があります。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するよう努めます。

【いなべ市学校部活動ガイドライン II 6に準ずる】

ウ 運営団体は、中央競技団体等の指導手引きを活用して、指導を行うよう努めます。

#### ③ 指導員の量の確保

ア 運営団体は、スポーツ・文化芸術団体の指導員のほか、部活動指導員、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生及び保護者などの人材から指導員を確保します。

イ いなべ市教育委員会は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導員の発掘・把握に努めます。

#### ④ 教員等の兼職兼業

ア いなべ市教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認します。また、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの学校長の事前確認等も含め、検討して許可をします。

イ 兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、いなべ市教育委員会及び運営団体は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が教員等の適切な労務管理に努めます。

#### (4) 活動内容

##### ① 設置について

ア 地域クラブ活動は、市内中学校が設置している運動部と文化部とします。

イ いなべ市教育委員会は、スポーツ協会や芸術文化協会と連携して、競技・大会等志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、参加生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保していきます。

##### ② 活動のねらい

地域クラブ活動の目的は、試合やコンクール等で好成績を得ることが全てではなく、参加生徒の自主的・自発的参加のもと、参加生徒同士や指導員等との好ましい人間関係の構築を目指し、達成感、連帯感、向上心へとつながる活動を通じて、仲間と活動をして良かった（絆）、技術が向上し知識が深まった（智）等を実感すること、またこれからもスポーツや文化芸術活動を続けたい、様々なことに挑戦したい（志）など、参加生徒の次なる意欲を育てる取組です。

##### ③ 活動日について

活動は、休日に行います。長期休業を含めて平日の活動はありません。

ただし、大会参加であれば、平日の活動が可能となります。

#### (5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、参加生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があります。運営団体は、参加生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定します。

ア 週当たりの休日の1日を休養日とします。ただし、大会参加等で休養日を確保できなかった場合は、他の週に休養日を振り替えます。

イ 休養日の考え方は、学校の長期休業中も同様です。また、長期休業中には、学校と連携をとりながら、学校閉庁日等を利用して、オフシーズンの設定も考えます。

ウ 1日の活動時間は3時間以内とします。(活動時間とは、活動場所への移動、準備や片付け以外のスポーツ・文化芸術等の活動に充てる時間を言います。)

大会参加や練習試合等で3時間を超える活動をした場合は、休養日を増やしたり、別の活動日の活動時間を縮小することで調整します。

エ 休養日及び活動時間の設定については、定期試験前後の一定期間等に、各地域クラブ共通、学校全体、市共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めます。

#### (6) 活動場所

ア 地域クラブ活動は、学校部活動で日常的に使用している公共施設で活動します。使用料については、無償とします。

イ 運営団体は、参加生徒・指導員数及び指導員の意向をもとに、地域クラブ活動の活動場所を決定します。

#### (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 運営団体は、参加生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定します。

イ いなべ市教育委員会は、保護者負担の軽減を図るため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の対策を講じます。

ウ いなべ市教育委員会及び運営団体は、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄付等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進します。

エ 運営団体は、スポーツ団体がバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に準拠し、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適正に行います。

#### (8) 保険の加入

運営団体は、参加生徒・指導員等に対して、自身のけが等を保証する保険や個人賠償責任保険への加入を義務化します。

#### (9) 安全管理と事故発生時の対応

地域クラブ活動は、運営団体の管理下において行われる活動であり、参加生徒の安心・安全が大前提となります。運営団体は、一つの活動場所に、二人以上による指導を義務化します。また、日ごろから、参加生徒及び指導員が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応します。

## 2 学校との連携等

ア 学校部活動の教育的意義や役割を承認・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていきます。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体や指導員が異なるため、諮問・監査機関で活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図ります。また、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障していきます。その際、兼職兼業により指導に携わる教員が在籍する場合は、その知見を活用していきます。

ウ いなべ市教育委員会は、運営団体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行います。

エ いなべ市教育委員会及び学校長は、スポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒・保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

## 3 大会等への参加引率や運営に係る体制の整備

### (1) 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、地域クラブ活動の指導員等が行います。

### (2) 大会等の運営への従事

いなべ市教育委員会及び学校長は、大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行います。運営団体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会等の運営に従事する指導員の兼職兼業等の適切な勤務管理を行います。

## 終わりに

本ガイドラインおよび方針は、東員町・いなべ市部活動ガイドラインをベースに、国のガイドライン及び県のガイドラインで示された、部活動の地域連携などの新たな内容を追記するとともに、地域クラブ活動について、現時点での方針の大枠を示したものです。

今後、本ガイドラインおよび方針について、今後の取組の進捗状況および国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。